

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称：ネパール国タライ流域洪水リスク管理プロジェクト詳細計画策定調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

調達管理番号：22a00393

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領
- 第4章 契約書（案）
- 別添 様式集

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2022年9月7日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 公告

公告日 2022年9月7日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国タライ流域洪水リスク管理プロジェクト詳細計画策定調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2022年10月から2022年12月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下のとおりです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年9月13日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	入札説明書に対する質問	2022年9月14日 12時
3	質問への回答	2022年9月20日
4	入札書・技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	入札書・技術提案書の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2022年9月27日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2022年10月12日 14時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

- ・契約書雛型、入札・技術提案に係る書式
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、技術提案書等の提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.(3) 参照
- 2) 提出先：上記4.(1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記4.(3)に記載の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又はJICAの判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までにJICAホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

8. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

- ① 別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

10. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 上記(1)の入札価格（消費税を除く。）は、各費目において千円未満を切捨てした合計（千円単位）とします。千円未満の端数がある入札価格（消費税を除く。）が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (5) 入札保証金は免除します。
- (6) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札
 - 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
 - 8) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記4. (3) 参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記11.(3)のとおりです。
 - 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください

い。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 2. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙2「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、	40～60%

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

全体業務は可能と判断されるレベルにある。	
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{入札金額}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{入札金額}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1.3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書の提出をいただきます。
- (2) 「第4章 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（「第4章 契約書（案）」参照）については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ネパール国タライ流域洪水リスク管理プロジェクト詳細計画策定調査（一般競争入札（総合評価落札方式）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ネパールは急峻な上部ヒマラヤに代表される山岳地、首都カトマンズを含む都市部が形成される丘陵部、またタライ平野を含む南部には標高の低い土地が広がり、狭い国土の中に多様な地形が存在している。またこのような地形条件も一因となり、地震、洪水、土砂災害など自然災害多発国であり、1998～2017年の間の年間平均被害額は約231百万ドルである（ジャーマン・ウォッチ、2019年）。また、気候変動に起因した災害リスクについても世界第10位であり（ジャーマン・ウォッチ、2021年）、将来の気候変動リスクに対しても脆弱な国である。

ネパール政府は、「国家水計画」（2005年）にて、「2027年までに、水害による社会経済的損失が他の先進諸国で経験している水準まで引き下げること」を目標としている。特に、人口第4位（約24.5万人、2021年）のビラトナガル市を含むタライ平野は、国土の17%を占める広大な低地であり、ヒマラヤを起源とする大小河川が合流し、標高の低い市内に河川水が氾濫、滞留しやすく洪水リスクに晒されやすい特性がある（JICA、2022年）。

タライ地域の河川流域は未だ農業中心の産業構造ではあるが、インド国境に位置し、平坦な土地が多くを占めていることからインドとの交易を目的とする工場群の進出と市街地の拡大が進み、中長期的には経済開発を通じた資本集積の進行が予想される。都市スプロール化が進行しているが防災面への配慮は十分とは言えず、河川が住民にとって重要な水資源である一方で、洪水の頻発による経済被害が深刻化している地域である。

上記背景の下、ネパール政府から「タライ流域洪水リスク管理プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）が要請され、JICAは詳細計画策定調査を実施することとした。なお、我が国の「対ネパール連邦民主共和国国別開発協力方針（2021年9月）」において、「防災及び気候変動」を重点分野としており、自然災害はネパールの安定的な経済発展の阻害要因であり、災害に強靱な国土基盤の形成が重要としている。また、「ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年8月）」で

は、「ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり」が重点分野であり、より良い復興の着実な実施及び災害管理強化、気候変動・自然環境に配慮した持続可能な開発が開発課題であると分析している。このように本プロジェクトはこれら分析、方針に合致している。また、本プロジェクトは気候変動影響を含めた洪水リスク評価を実施し、根本的な洪水リスク削減事業を検討することで事前防災投資の促進を目指し、同時に実施機関の河川計画策定能力向上を図るものであり、グローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の協力方針の一つである「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」に資するものである。

本調査では、ネパール政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトの実施に係る合意文書締結を行う予定である。

第3条 調査の目的と範囲

本調査では、ネパール政府からの協力要請の背景、内容を確認し、①洪水防御計画の策定を想定する本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について取りまとめること、②関連事業を実施する他ドナーを含めた関連機関との役割分担・連携方針を確認すること、③上位政策・計画を確認し、先方実施機関と協力の枠組みについて担当各分野の観点から確認・協議し、合意文書締結に協力すること、④環境社会配慮に係る情報収集および情報公開用資料の作成を行うことを目的に実施する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) JICA グローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」に即した協議・合意形成

本調査期間中、JICA が作成したグローバルアジェンダ（防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業・プロジェクト - JICA）に沿って相手国政府と説明・協議を行うことに留意する。特に、「防災・復興」は、人命保護や自然災害によるダメージを最も受けやすい社会経済的に脆弱な貧困層を自立させ、貧困の負のスパイラルを解消するため、「人間の安全保障」実現に直結する課題である。加えて、持続可能な都市及び居住を実現し、気候変動の影響を軽減するなどの観点からも「持続可能な開発」の文脈でも「防災・復興」は不可欠であり、仙台防災枠組み（2015-2030）でも、従来、人道問題として扱われる傾向が強かった防災・復興が、開発課題として位置付けられている。

JICA は、特に、未だ増加傾向にある経済損失の削減を重視した事前防災投資の推進を中心的に行うこととしており、本調査が扱う洪水については、特に防災インフラ及び重要インフラの所管組織が公共事業として実施すべき国・社会の根本的な災害リスク削減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充・維持し運用していく能力の強化を目指すものであることに留意する。

(2) JICA 直営事前調査を踏まえた協議・合意形成

JICA は、本調査に先立ち、2022 年 4 月、直営事前調査を現地派遣し、ネパール政府と案件の大まかな方向性について協議を行った。本調査では、その方向性に基づき、必要な追加説明を行いながら、協議・合意形成する。

1) 協力内容について

直営事前調査では、実施機関等と、下表のとおり、協力内容を要請書から見直すべく協議を行った。

先方の要請書のプロジェクト目標は「ハザード分析能力、治水計画策定能力が強化され」と記載しているものの、上記(1)に鑑みて、ネパールにおける事前防災投資を通じた本質的な洪水リスク削減に貢献すべく、治水事業の確実な推進に寄与することが本事業の肝であるとの立場を直営事前調査での協議ポイントとした。

本調査では、下表に沿って協力内容を相手国実施機関と協議・合意形成する(なお、要請書からの最大の変更点は成果3であり、この点については以下2)で詳細説明する。)

	要請内容	詳細計画策定調査 (想定)
上位 目標	ネパール国タライ地域における将来の災害リスクを増大させない持続可能な開発の実現	ネパール国における将来の災害リスクを考慮した地域開発に向けたエネルギー水資源灌漑省の主導による治水事業が着手される。
プロ ジェ クト 目 標	エネルギー水資源灌漑省のハザード分析能力、治水計画策定能力が強化され、あるべき治水計画に応じた将来の都市開発・都市計画への助言が行われる。	タライ地域における災害リスクを考慮した開発の推進に向け、エネルギー水資源灌漑省内において治水事業推進のための能力が強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象河川において、洪水ハザード及びリスクマップが作成される。 2. 洪水リスクに対処するための対策案(構造物及び非構造物)が計画される。 3. 洪水予測及び予警報システムが構築される。 4. 総合的な開発計画と事前防災投資に繋がる中央、州、地方政府の能力向上。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象河川において、洪水ハザード及びリスクマップが作成される。 2. 対象河川において、洪水リスク削減に対処するための構造物及び非構造物対策を含む治水のための河川計画が策定される。 3. 災害リスク削減に資する具体的な治水事業(事前防災投資)の実施に向けたエネルギー水資源灌漑省内の実施メカニズムが確立される。

2) 洪水予測及び予警報システムの構築の取扱い

本調査では、要請書の成果3に含まれる「洪水予測及び予警報システムの構築」については、本プロジェクトの成果からは削除する方向で合意形成することを目指す。なお、2022年4月の直営事前調査では、この点について、暫定的に協議は終えているものの、必要に応じ、上記(1)のJICAの考えに沿った説明等を行う。

ネパールなど開発途上国では、災害リスク削減に向けた事前防災投資を十分に行うことができないという財政的な事情を抱えていることが多く、未だ人道的な立場を強く取る傾向があることから、洪水予測及び予警報システムへの関心が高い点に留意する。他方、このような事前投資による構造物対策が遅れた国では、一度自然災害(本プロジェクトの場合は洪水を想定)による被害を受けると、その後の復興に長期間を要し、その後の持続的な開発が阻害されやすい。

このような状況に鑑み、ネパール政府が政府として、事前防災投資を通じた災害リスクの本質的な削減にどう貢献するかが本プロジェクトの重要事項であることから、まずは要請書の成果3以外の部分をしっかりと技術移転することが肝要であると考えている。

本調査では、政府として優先すべきは構造物対策への事前防災投資を通じたリスク削減であるという日本の経験を伝え、要請書の成果3の「洪水予測及び予警報システムの構築」の取扱いについては、本項冒頭に記載の方向で具体的な対処方針を整理することを想定している。

3) 対象流域

JICA 直営の事前調査を通じ、将来にわたり資産集積拡大が見込まれるビラトナガル市に洪水氾濫をもたらすケシャリヤ川とシンヒア川の2流域を対象とする想定である。

(3) 都市計画／土地利用計画の観点からの新しいリスク創出の回避

第2条に示す通りビラトナガル市周辺は、工業施設開発が進みつつある現状があるので、この時点で洪水リスクを考慮した開発を検討することが欠かせないとJICAは考えている。上記(1)のとおり、既に集積している資本は構造物対策で保護するほかにないが、今後の開発によって生じる可能性のある新たなリスクポテンシャルについては、現時点で、当該地域の洪水リスクを事前に削減する構造物対策のほか、土地利用規制などの対策によってリスク回避の道を探ることが重要であると考えている。

(4) 利害関係者マネジメントを考慮した本プロジェクト実施体制

本プロジェクトの要請はエネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局(Department of Water Resources and Irrigation, Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation。以下「DWRI」という。)から提出されたものである。

一方、ハザード・リスクマップの作成及び河川計画の策定だけでは、対象流域の災害リスクが削減されるわけではなく、その後、ネパール政府が予算配分等を強化し、具体的かつ本質的な災害リスク削減に資する事業（河川構造物による治水対策）や前記（3）のような新たなリスク創出を回避する対策（土地利用規制等）を講じることが欠かせない。その際、関係各省や地方自治体との連携など実施体制については、本プロジェクト立ち上げ時点から十分に検討しておくことが必要である。

その際、本調査では、利害関係者の災害リスク削減に対する考え方について、類似点と相違点を整理し、理想的な治水ガバナンスの構築検討に必要な情報を収集・分析することに留意する。また、JICA、他ドナー等による事業の好事例や教訓を参考にし、将来の全国展開も見据え、ネパールで利害関係者間の調整が進まない根底要因も分析する。加えて、ネパールにおいて進む地方分権に係る情報も収集・分析しつつ、国内での展開を見据えた理想的な治水体制の在り方に留意し、ボトルネックについてネパールの文脈で分析する³。

（5）その他 JICA 事業との協調可能性の検討

エネルギー水資源灌漑省の関心エリアに利水も含まれることに鑑み、河川計画策定に関しては、対象流域における利水への影響や利水と治水の両面に資する対策検討等の観点から治水分野と利水分野との関係性及び相違点に関する情報を収集する⁴（「ピラトナガル上水道改善計画準備調査」、「地方都市における水道事業能力強化プロジェクト・フェーズ2」、「タライ東部地区灌漑施設改修計画準備調査」における地方分権に関する情報を含め収集・分析する）。

無償資金協力「数値標高モデル及びオルソ画像整備計画」の実施が予定されており、本プロジェクトでは同計画で得られる DEM データを用いることでタライ平野の微妙な標高差に対して氾濫解析を行うことを検討している。本プロジェクトでも、リスク評価等を行う際、同事業で整備される数値標高モデルや画像データの活用を想定しているところ、その妥当性及び留意点の整理並びに効果的な実施検討に必要な情報収集及び先方政府と協議を行う。

技術協力「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」では、国家防災庁を対象に災害リスク削減に関する行政能力の強化の一環として災害リスク削減の事業計画や事業進捗確認に関する関係省庁との調整会合を実施している。本プロジェクトの進捗・成果の国家防災庁へのフィードバックなど連携を図ることを検討しているところ、本調査でも、中央防災機関（国家減災庁）と協議を行い、その他戦略、計画との整合性を確認する。

（6）詳細計画策定調査の実施体制

³ このようなネパールの状況に鑑みて、現時点で想定する河川計画と治水事業の全国展開の方法について、技術提案書で提案してください。

⁴ 利水分野と治水分野の連携について、その可能性を検討するための効果的な手法について技術提案書で提案してください。

想定する本詳細計画策定調査の団員構成は以下のとおり。

指導科目	団員所属	備考
総括	JICA	
河川管理技術	JICA	
協力企画	JICA	
業務主任者／河川計画	コンサルタント	本契約
法制度／組織体制	コンサルタント	本契約
都市計画・土地利用計画	コンサルタント	本契約
環境社会配慮	コンサルタント	本契約
評価分析	コンサルタント	別契約

(7) ジェンダー主流化ニーズの検討

本プロジェクトの検討に際し、河川計画におけるジェンダーの配慮状況を把握・分析の上で、本体プロジェクトで考慮すべきものを検討し、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDM（案）に反映させるべく、以下の項目について分析・検討する。

- ① プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の可能性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った取組みを担保し測定するための指標を設定する。

第5条 調査の内容

ネパール政府からの協力要請内容に沿って、洪水防御計画の策定を目的とする本プロジェクト実施に必要な情報を収集・整理するものとする。

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者やJICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、詳細計画策定調査の調査計画、方針（各調査項目の情報収集方法、質問票（案）等を含む）、面談先、調査実施スケジュール等を検討する。また担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（目次案）について、JICA 地球環境部及び他団員と協議の上、取り纏める。

(1) 対象流域における情報の収集整理

対象流域において、以下の情報を詳細に収集し、整理する。

- ① 災害履歴（ビラトナガル市を中心とするタライ地域での過去の洪水による浸水実態および経済被害）
- ② 対象流域における河川流域特性、自然環境・気象・水文特性及び社会経済状況の現況（ビラトナガル市の GDP 成長率、重要施設）
- ③ 他ドナーによる担当分野の協力内容・実績及び現状

(2) 既存計画に関する情報の収集整理及びレビュー

要請背景及び内容を把握（要請書・関連報告書等の資料）の上、収集すべき情報を検討する。ネパール及び対象流域周辺における河川計画、河川整備状況、河川管理の実態及び都市計画・土地利用計画に係る関連資料の収集・整理を行い、以下についてレビューを行う⁵。

- ① 河川計画、河川整備、河川管理の実態及び都市計画・土地利用に係る政策・計画
 - 水資源管理及び洪水防御に関連する法体系・省令・計画各種に係る情報収集と課題
 - 国家水計画（2005）の治水部分の進捗状況および当該流域の治水安全度
 - 水資源管理及び治水の所掌関係機関
 - 水文観測網及び雨量・水位・流量などの水文データ、既存の氾濫解析モデルおよびそれらの活用の実態
 - 洪水氾濫解析などに必要となる対象河川の河道断面および堤防の形状
 - 洪水及び土砂災害に関するハザード・リスクマップの整備状況（主に、政府が行政目的で活用しているものの情報収集。存在しない場合は教育研究機関などで活用可能なリソースの収集）
 - 都市計画及び土地利用に関する法体系・省令・計画各種に係る情報とその課題
 - 都市計画及び土地利用の所掌関係機関
 - 既存の地形データ
- ② 河川計画及び都市計画・土地利用に関する他ドナーを含む既往、計画中の事業
- ③ 河川計画及び都市計画・土地利用に関する課題

（3）実施体制に関する情報の収集整理及びレビュー

対象流域における河川計画、河川整備及び周辺の都市計画・土地利用計画を所管する組織体制について情報を収集、整理する。特に以下についてレビューを行う。第4条（4）に留意する。

- ① プロジェクトの実施体制（関係機関及び関係部局（中央省庁・地方事務所、中央・地方政府、研究機関、流域機関等）の役割、責任分担、業務・手続きフロー、事業実施能力を含む）
- ② 本プロジェクトの実施に必要な投入と経費（専門家、機材、研修）及び先方負担事項（C/Pの配置、ローカルコスト負担等）

⁵ 対象流域で想定する洪水対策（実施体制を含む）について、技術提案書で提案してください。

- ③ プロジェクトで想定される機材調達に関する情報（現地調達の可否、調達にかかわる輸入・使用許可制度、調達期間、価格調査、種類、数量、据付業務の実施体制等）

（４）実施機関の事業実施能力の調査

実施機関の事業実施に係る能力、特に以下の項目について調査する。実施機関の他、関係機関（地方自治体、地方政府、都市開発省、財務当局等）についても調査の対象とする。

- ① 実施機関及び関係機関の実施体制（財務状況、治水予算の経年変化、費用負担能力、組織体制、人員配置等）
- ② 実施機関及び関係機関の運営・維持管理体制（技術面及び予算面の観点から分析を行う）
- ③ 実施機関及び関係機関（民間企業含む）の治水対策を講じる上で必要なマネジメントサイクル（リスク分析、河川調査、河川計画策定、事業化（予算、行政手続き）、設計、調達管理、事業監理、維持管理、フォローアップ）に係る能力・課題分析

（５）評価分析団員との連携

評価分析団員が行う洪水対策実施機関の能力評価や協力枠組検討に関し、技術的観点からインプットを行うとともに、評価分析団員による事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

また、評価分析団員によるリスク管理チェックシートの作成に係る必要情報の取り纏めに協力する。フォーマットはJICAから提供する。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

（６）環境社会配慮に関する確認

本プロジェクトは「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）の環境カテゴリBに指定されていることから、以下の調査を行う。

- ① 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査
- ② 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案の作成
- ③ 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成

（７）機構からの便宜供与

発注者による便宜供与事項は以下のとおり。

- ①ネパール側実施機関等関係者への質問状の配付及び回収は JICA ネパール事務所が代行する。
- ②ネパール側実施機関等関係者へインタビューを行う場合、JICA ネパール事務所が連絡先を入手して、提供する。また、インタビューのアポイントメント等について、依頼文書等が必要な場合、支援を行う。
- ③必要な場合、通訳（英語⇄ネパール語）を備上する。

（８）本体プロジェクトの実施方法の検討

上記を踏まえ、各分野の観点から本体プロジェクトの適切な実施体制について検討し、協力内容・範囲、協力方法等の基本的な協力計画、相手国関係機関との協議（R/D 協議を含む）を行い、本体プロジェクトに向けた対処方針（案）、Minutes of Meeting（M/M）（案）、Record of Discussions（R/D）（案）、Project Design Matrix（PDM）（案）、Plan of Operation（P/O）（案）、事業事前評価表（案）を作成し、先方政府関係機関との協議を経て、プロジェクトに関わる合意文書締結に関する支援を行う。

併せて、本体プロジェクトに必要な投入規模（専門家派遣、技術研修員受入れ、機材供与、在外事業強化費）について検討し、留意しなければならない前提条件及び外部条件についても検討する。

第6条 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。報告書提出期限は契約履行期間の末日とする。

- （１）詳細計画策定調査報告書（案）（和文、電子データ）
- （２）収集資料一式（電子データ）

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

詳細計画策定調査報告書（案）

※別契約の評価分析団員が取りまとめる主な担当項目は下線の通り。

第1章 詳細計画策定調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 調査の目的
- 1.3 調査団の構成
- 1.4 調査日程
- 1.5 協議結果概要

第2章 調査結果概要

- 2.1 河川計画
- 2.2 都市計画・土地利用計画
- 2.3 法制度／組織体制
- 2.4 環境社会配慮

第3章 プロジェクト実施に向けた基礎情報、課題

- 3.1 プロジェクトの目的
- 3.2 河川流域特性
- 3.3 自然環境・気象・水文特性
- 3.4 社会・経済状況
- 3.5 主要流域における過去の災害被害
- 3.6 河川計画に係る基礎情報（法制度、組織体制、予算）
- 3.7 流域の都市計画、土地利用に係る基礎情報（行政組織、法制度、政策、計画）
- 3.8 治水事業の実施体制およびステークホルダー
- 3.9 我が国及び関係ドナーの支援実績
- 3.10 環境社会配慮

第4章 プロジェクトの内容

4.1 プロジェクトの背景・必要性

4.2 プロジェクトの実施体制

4.3 プロジェクトの枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果活動）

4.4 投入計画

4.5 カウンターパート研修

第5章 プロジェクトの評価

5.1 妥当性

5.2 整合性

5.3 有効性

5.4 インパクト

5.5 効率性

5.6 持続性

付属資料

1. M/M

2. PDM・PO案、リスク管理チェックシート

3. 調査日程

4. 面談録一式

6. 特記仕様書案

7. 収集資料リスト（評価分析団員分除く）

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1「技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、技術提案書においては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。技術提案書において代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約締結前に確認を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	ネパールの状況に鑑みた河川計画と治水事業の全国展開の方法案	第4条 調査実施の留意事項 (4) 利害関係者マネジメントを考慮した本プロジェクト実施体制
2	利水分野と洪水分野の連携の可能性の検討の手法	第4条 調査実施の留意事項 (5) JICAの関連協力
3	対象流域で想定しうる洪水対策イメージ	第5条 業務の内容 (2) 既存計画に関する情報の収集整理および及びレビュー (3) 実施体制に関する情報の収集整理およびレビュー

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 類似業務：治水を中心とする河川計画 (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	5 1～2	注 1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画／要員計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴	6／人	

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「5枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認して下さい。なお、別契約である評価分析団員の現地業務期間は11月7日から12月6日（30日間）の想定であり、JICA団員はそれに約2週間遅れて現地業務開始を想定していますので、本契約の業務従事者の現地業務期間もこれと整合させることとします。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 6.00 人月

(内訳) 現地作業： 4.00 人月 (現地渡航回数：延べ4回)

国内作業： 2.00 人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、2(1)に記載の通り、別契約である評価分析団員の現地業務期間は11月7日から12月6日(30日間)の想定であり、JICA団員はそれに約2週間遅れて現地業務開始を想定していますので、それを考慮したものとしてください。

※また、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います

- 1) 業務主任者／河川計画(2号)
- 2) 法制度／組織体制(3号)
- 3) 都市計画・土地利用計画(3号)
- 4) 環境社会配慮(4号)

(4) 業務従事予定者の経験、能力

各評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／河川計画】

- 1) 類似業務経験の分野：治水を中心とする河川計画に係る業務全般
- 2) 対象国及び類似地域：南アジア地域
- 3) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 法制度／組織体制】

- 1) 類似業務経験の分野：防災(特に治水)に関連する法制度、組織体制強化に係る業務全般
- 2) 対象国及び類似地域：南アジア地域
- 3) 語学能力：英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(5) 現地再委託

本件においては、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める業務は想定しません。

(6) 配付資料／公開資料等

- 1) 公開資料
 - 全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査

- テライ平野河川治水計画調査
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000256624>

(7) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：英語⇄ネパール語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(8) 安全管理

ネパール国へ渡航前に、「ネパール国安全対策マニュアル」を熟読すること。また、国内陸路・空路移動について、極力日中の明るい時間に行うこと。

(9) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書に添付してください。

(10) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

① ネパール国における防災分野（特に治水分野）の現状と課題

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

3) 作業計画／要員計画

上記「(2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式について

も、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA 現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり本章の 2. の (7) に記載の事項以外に必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4 版 (縦)、原則として 1 行の文字数を 45 字及び 1 ページの行数を 35 行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

2) 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙 2 : 評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点(例)
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 	4
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	18
(3) 作業計画・要員計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務実施基本方針に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。 ● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。 	6
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		50

(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／河川計画		35
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	15
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	6
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	6
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	5
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	3
(2) 業務従事者の経験・能力： 法制度／組織体制		15
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	7
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	3
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	3
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	2

4. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費の積算については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 定額計上について

該当はありません。

(3) その他

新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は入札金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称： ネパール国タライ流域洪水リスク管理プロジェクト詳細計画策定調査（一般競争入札（総合評価落札方式））
- 2 業務地： ネパール国
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
- （1）業務実施契約約款（調査業務。以下「約款」という。）
 - （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
 - （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
 - （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
- （1）監督職員： 地球環境部防災グループ防災第一チームの課長
 - （2）分任監督職員： なし

（「契約金額の精算」条項の変更）

- 第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。
- （1）旅費（航空賃）
旅費（航空賃）については、渡航回数を確認し、契約金額内訳書に定める各クラスの契約単価を乗じて旅費（航空賃）内訳額の範囲内で金額を確定する。
 - （2）現地関連費
現地関連費については、現地業務人月（人日）を確認し、契約金額内訳書に定める月額（日額）単価を乗じて、同内訳書に定める現地関連費内訳額の

範囲内で金額を確定する。この場合において、現地業務人月（人日）とは、現地業務に係る報酬の対象となる人月（人日）を意味する。

(3) 国内関連費、機材費及び再委託費

国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(4) 報酬

契約金額内訳書の額をもって金額を確定する。

2 前項の趣旨を踏まえ、約款第 14 条（契約金額の精算）及び約款第 15 条（支払）の規定を次の各号のとおりとする。

(1) 約款第 14 条第 2 項中「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。

(2) 約款第 14 条第 3 項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。

(3) 約款第 14 条第 4 項を「発注者は、第 1 項の経費報告書及び第 2 項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」に改める。

(4) 約款第 14 条第 5 項及び第 6 項を削除する。

(5) 約款第 15 条第 1 項中「前条第 5 項の規定による確定金額」を「前条第 4 項の規定による確定金額」に変更する。

（共通仕様書の変更）

第 4 条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第 9 条 業務関連ガイドライン

「(1) 業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018 年 5 月）

(2) コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017 年 6 月）

(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020 年 4 月）」を削除し、

「(1) 業務実施契約における契約管理ガイドライン（2021 年 12 月）

(2) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」を挿入する。

(2) 第 26 条 契約金額精算報告書

本条を削除する。

(3) 第 27 条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

(その他様式)

・ 入札金額内訳書

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
にあるプロポーザルの提出に係る様式集「一般競争入札（総合評価落札方式）」に示すとおりとします。

・ 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款（調査業務）」に示すとおりとします。

・ 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I（共通仕様書）」に示すとおりとします。

・ 技術提案書作成要領に関する様式（別添様式 1-1 技術提案書頭紙、別添様式 1-2 技術提案書表紙）
※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > [コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説](#) > コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインにある「様式 1-1」、「様式 1-2」を準用してください（同様式内の「プロポーザル」を「技術提案書」に変更）。

以上